

空き店舗等再生貸付のご案内

空き店舗・空き家を事務所や店舗等に活用する方を低利な貸付で応援します

1 融資対象者

次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者等のうち、(4)に該当する方

- (1) 県内で1年以上事業を営む方
- (2) 県外も含め1年以上事業歴があり、県内で事業を営む方
- (3) 県外も含め1年以上事業歴があり、県内でその事業を営もうとする方
- (4) 空き店舗または空き家を拠点に事業を行う方

〔対象となる空き店舗・空き家〕

- ・(公財) ひょうご産業活性化センターの「ひょうご空き店舗情報」に登録されている空き店舗
(<http://web.hyogo-iic.ne.jp/akitenpo/>)
- ・市町の空き家バンクに登録されている空き家

2 融資条件

融資限度額	3,500万円
融資利率	年0.60% (固定利率)
融資期間	7年以内 (うち据置1年以内)
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置 (基準料率から2割軽減) を受けることができます。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

空き家の所在地が市街化調整区域の場合は、事前に市町の開発許可担当部局にご相談下さい。

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。